

長町区域農地利用最適化推進委員募集要項（欠員補充）

担い手への農地利用の集積・集約など農地等の利用の最適化を推進するため、農地利用最適化推進委員を推薦（法人・団体推薦、個人推薦）、もしくは本人による応募により、次のとおり募集します。

1 農地利用最適化推進委員の要件

農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）の推進に熱意と識見を有する者であって、その職務を適切に行うことができる者となります。

ただし、下記の者は農業委員会等に関する法律により農地利用最適化推進委員にはなれません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 職務内容

- (1) 長町区域において、農業委員と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進に関する現場活動を日常的に行います。
- (2) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」や「農地等の利用の最適化の推進に関する施策改善についての関係行政機関等に対する意見」について、必要に応じて、総会に出席し意見を述べます。
- (3) 農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関して、現地調査等を行うとともに、必要に応じて、総会や調査会等に出席し、情報を提供します。
- (4) 農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席（年数回）します。
- (5) 農家からの相談及び農家への助言・指導、農業一般に関する調査及び情報の提供に関する業務を農業委員と連携して行います。

※活動内容を月毎に記録し、仙台市農業委員会事務局へ提出する必要があります。

3 担当する区域名及び募集人数等

長町区域を担当する1人を募集します。

区域の詳細
<太白区> 青山2丁目、大崎町、鹿野1丁目、鹿野3丁目、鹿野本町、恵和町、郡山2丁目、郡山3丁目、郡山4丁目、郡山5丁目、郡山6丁目、郡山7丁目、郡山8丁目、砂押町、諏訪町、太子堂、土手内1丁目、土手内2丁目、長町2丁目、長町7丁目、長町8丁目、長町南2丁目、長町南3丁目、長町南4丁目、長嶺、八本松2丁目、東大野田、東郡山1丁目、東郡山2丁目、緑ヶ丘2丁目、南大野田、門前町、大野田1丁目、大野田3丁目、大野田4丁目、郡山字、長町字、大野田字、袋原字北河原の一部

4 任期

委嘱日（令和元年12月）から令和3年7月14日まで務める。

5 身分及び報酬の額

仙台市の特別職の非常勤職員として、月額40,000円

（地方公務員法第3条第3項第3号及び農業委員会等に関する法律第18条第1項）

※職務である現地調査や会議出席等に伴う費用は支給しません。

6 推薦及び応募に係る手続き等

推薦及び応募の方法は、「法人・団体からの推薦を受けて申し込む方法」、「個人からの推薦を受けて申し込む方法」及び「本人による応募方法」があります。提出する書類は、次のとおりとなります。

(1) 推薦書及び応募書の様式

法人・団体からの推薦	様式第1号 別添様式	農地利用最適化推進委員推薦書（法人・団体用） 農地利用最適化推進委員候補者届
個人からの推薦	様式第2号 別添様式	農地利用最適化推進委員推薦書（個人用） 農地利用最適化推進委員候補者届
本人による応募	様式第3号 別添様式	農地利用最適化推進委員応募書 農地利用最適化推進委員候補者届

(2) 被推薦者又は応募者の添付書類

① 仙台市民

- ・候補者届に記載された農業に関する資格証の写し（該当する者のみ）

② 仙台市民以外

- ・耕作証明書（耕作している者のみ、市町村農業委員会が発行するもの）
- ・居住地の市町村税の納税証明書
- ・候補者届に記載された農業に関する資格証の写し（該当する者のみ）

※必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。

(3) 募集要項及び様式の入手方法

① 次の窓口から入手できます。

- ・仙台市農業委員会事務局（青葉区二日町6-1 2MSビル二日町6階）
- ・仙台市経済局農林部農政企画課（青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階）
- ・仙台市役所本庁舎（1階市民のへや）、各区役所・各総合支所の窓口等

② 仙台市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp>

7 募集期間

令和元年10月1日（火）から令和元年10月31日（木）まで【必着】

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までに提出してください。

※申込状況により募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、仙台市ホームページにより公表します。

8 推薦書等の提出方法及び提出先

6(1)及び(2)の書類を、持参又は郵送により、仙台市農業委員会事務局まで提出してください（電子メールやFAXでの提出は不可です）。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

9 推薦及び応募状況の公表

募集期間の中間（10月中旬）と期間の終了後（11月上旬）に、提出された書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (2) 推薦者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦者が被推薦者を他自治体の農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が他自治体の農業委員に応募しているか否かの別

10 農地利用最適化推進委員候補者の選定方法

仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員会において、提出された書類をもとに評点したうえで、総合的評価で選定します。

ただし、下記の(1)～(3)の者については、農地利用最適化推進委員に相応しくないことから、選定しません。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者との関係を有する者
- (2) 市町村税の滞納者
- (3) 違反転用の指導対象者

※遊休農地（農地法第32条第1項第1号及び第2号）がある者については、書類提出時に、遊休農地が解消されていることが必要となります。

11 農地利用最適化推進委員候補者の選定結果の通知

農地利用最適化推進委員候補者の選定結果は、令和元年11月下旬までに推薦者並びに被推薦者及び応募者全員へ書面で通知します。

12 農地利用最適化推進委員への委嘱

令和元年11月下旬に開催予定の農業委員会の総会で承認を得られた後、仙台市農業委員会が委嘱します。

13 その他

- ・市内他区域の農地利用最適化推進委員及び農業委員を兼ねることや、他市町村の委員と仙台市の委員を兼ねることはできません。
- ・推薦又は応募に要する費用は、全て提出いただく者の負担となります。
- ・推薦書等に記載された内容確認のため、必要に応じて本人又は関係機関等に対して照会を行うことがあります。

14 問い合わせ先

〒980-0802

仙台市青葉区二日町6-1 2 二日町第二仮庁舎(MSビル二日町6階)

仙台市農業委員会事務局 (電話) 022-214-4308(直通)